

岡崎市生活環境等影響調査指針

(趣旨)

第1 この指針は、岡崎市生活環境等影響調査条例(平成12年岡崎市条例第36号)第3条に規定する生活環境等影響調査が、適切に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(調査対象地域)

第2 生活環境等影響調査の対象地域は、事業の種類及び規模、事業を実施する区域及びその周辺の気象及び水象等の自然条件並びに人家の状況等の社会条件を踏まえて、調査項目に係る生活環境等に影響を及ぼすおそれがある地域とする。

(生活環境等影響調査項目)

第3 生活環境等影響調査項目は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項並びに動物及び植物に関する事項とする。調査事項の具体的な項目は次のとおりとし、事業の特性又は地域の特性を勘案し、必要に応じ、削除及び追加するものとする。

- (1) 大気汚染 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、有害物質及び粉じん等
- (2) 水質汚濁 水素イオン指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、全窒素、全りん及び有害物質等
- (3) 騒音 騒音レベル
- (4) 振動 振動レベル
- (5) 悪臭 特定悪臭物質濃度
- (6) 動物及び植物 陸生及び水生の動植物の生息種又は生育種及び植生状況、学術的又は希少性の観点から重要な種の分布状況及び生息状況又は生育状況並びに学術的又は希少性の観点から重要な群落及び動物の集団繁殖地、注目すべき生息地の分布状況

(現況調査)

第4 現況調査の項目及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 現況調査の項目は、生活環境等影響調査項目並びに周辺地域の生活環境等に対する影響の程度を予測するために必要な自然的及び社会的条件とする。

(2) 前号に規定する自然的及び社会的条件は、次の項目とし、必要に応じ、削除及び追加するものとする。

- ア 気象
- イ 水象
- ウ 土地利用
- エ 水利用
- オ 人口
- カ 地盤性状
- キ 人家等
- ク 交通量

(3) 現況調査の方法は、次のとおりとする。

ア 調査地点

調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると予想される地点、人家等影響を受けるおそれがある地点等のなかから適切に設定するものとする。ただし、調査対象地域外の情報であっても、調査対象地域内の現況を把握する上で支障がない場合は、その情報を利用することができるものとする。

イ 調査時期

- (ア) 調査の時期及び期間は、調査すべき情報の内容、地域特性を考慮し適切かつ効果的な時期及び期間を設定するものとする。
- (イ) 調査の期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象となるものについては、これを適切に把握できるよう期間を設定するものとする。

ウ 調査方法

既存の文献、資料、現地調査その他の方法により行うこととする。

(現況調査結果の整理)

第5 現況調査の結果は、既存の文献、資料から得た情報及び現地調査により得られた情報をあわせて、法令等により定められた方法を踏まえ、適切に整理するものとする。

(予測)

第6 生活環境等への影響の予測の方法は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境等影響調査項目の変化の程度及びその範囲を、理論に基づく計

算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握するものとし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握するものとする。

- (2) 予測地点は、事業の特性及び地域の特性を勘案し、保全すべき対象、地域を代表する地点等への影響を的確に把握できる地点を設定するものとする。
- (3) 予測の対象となる時期は、工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の活動の開始(以下「供用開始」という。)後の定常状態になる時期及び工事の実施による生活環境等への影響が最大となる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期とする。

ただし、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合は、必要に応じて中間的な時期で予測するものとする。

(評価)

第7 評価の方法は、次のとおりとする。

- (1) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により生活環境等への影響が、実施可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により生活環境等の保全についての配慮が適性になされているかどうかを評価するものとする。
- (2) 国、県又は市町村が実施する生活環境等の保全に関する施策によって示された基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価するものとする。

(報告書の作成)

第8 岡崎市生活環境等影響調査条例施行規則(平成12年岡崎市規則第61号)

第3条に規定する報告書の作成に際しては、各項に記載すべき内容が膨大である等の理由により同条に規定する様式第1号の様式に記載することが困難である場合にあっては、当該各項に別紙による旨を記載して別紙を添付することができることとする。

2 報告書の各項に記載すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 1項には、対象事業が実施される場所の地番を記載するとともに、適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- (2) 2項には、工業団地の造成の事業、住宅団地の造成の事業等適切な対象事業の種類を記載するものとする。

- (3) 3項には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- ア 対象事業が実施される区域の面積
 - イ 対象事業の主要設備の能力
 - （ア） 対象事業の主要設備及び工作物の配置計画その他土地の利用に関する事項
 - （イ） 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
 - （ウ） 切土、盛土その他の土地の形状の変更に関する事項
 - （エ） 土石の捨て場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨て場又は採取場に関する事項
 - （オ） 供用開始後の定常状態における主要設備や工作物の稼働状況に関する事項
- (4) 5項には、生活環境等影響調査項目ごとに既存の文献、資料から得た情報及び現地調査により得られた情報をあわせて、法令等により定められた方法を踏まえ、適切に整理して現況を記載するとともに、既存の文献、資料から情報を得た場合は、その文献又は資料名を、現地調査を実施した場合は、調査地点、調査時期及び調査方法を記載するものとする。
- (5) 6項には、第4第2号に規定する項目ごとに記載するものとし、図面において示す場合には、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするとともに、既存の文献、資料から情報を得た場合は、その文献又は資料名を、現地調査を実施した場合は、調査地点、調査時期及び調査方法を記載するものとする。
- (6) 7項及び8項は、生活環境等影響調査項目ごとにとりまとめて記載するとともに、生活環境の保全のための措置及び対象事業に係る生活環境影響の総合的な評価を記載するものとする。
- (7) 9項には、生活環境影響調査項目のうち調査を行わなかった項目及びその理由を記載するものとする。

附則

この指針は、平成12年7月1日から施行する。